

市立敦賀病院は、「DPC 対象病院」です。

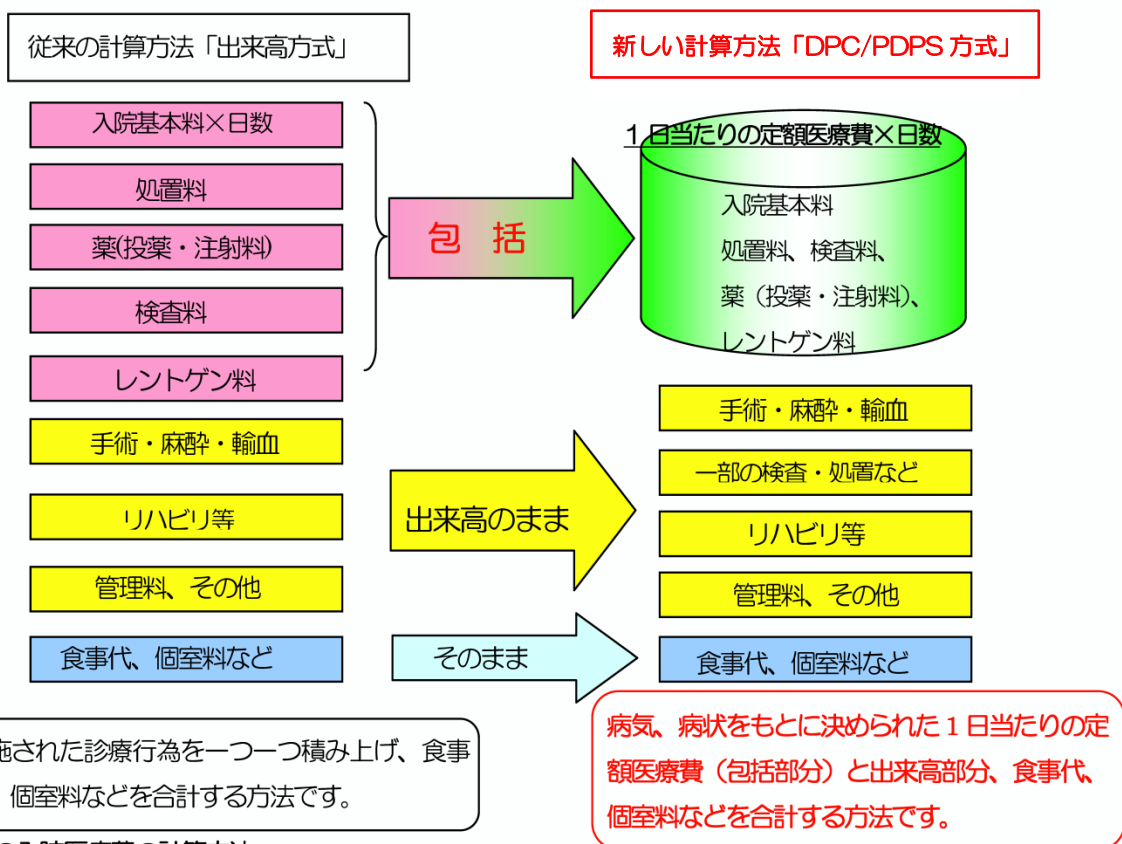
市立敦賀病院は、平成23年4月1日よりDPC対象病院となりました。これに伴い、平成23年4月1日以降に入院された患者様より入院医療費が「DPC/PDPS(包括評価)方式」によって計算されております。

また、「DPC/PDPS(包括評価)方式」の導入に伴い、入院医療費の請求はこれまでの月2回から月1回の請求となっております。

☆DPC/PDPS とは？

Diagnosis Procedure Combination / Per-Diem Payment System の略で、厚生労働省が医療の質の標準化を目指し、急性期入院医療の診断群分類に基づく1日あたりの包括評価制度です。

☆入院医療費の計算方法は変わるの？



☆これからの入院医療費の計算方法

$$\text{入院医療費 (DPC/PDPS方式)} = \text{1日当たりの定額医療費} \times \text{入院日数} \times \text{医療機関別係数※} + \text{出来高医療費} + \text{食事代個室料など}$$

※「医療機関別係数」とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められる係数です。

☆ご注意

●一部の病気の種類やDPC/PDPSにて一定期間を経過して入院を継続する場合など、従来と同じ出来高方式により計算を行う場合があります。

●各種保険制度、各種医療費助成制度、高額療養費制度、限度額認定証等の取扱いは従来のおりとなっております。

●ご不明な点は、お気軽に医療サービス課までお問い合わせください。